

(書 式 6 - 2)

特 定 の 相 続 人 に 対 す る 遺 留 分 減 殺 請 求 通
知 書

遺 留 分 減 殺 請 求 通 知 書

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 、 被 相 続 人 ○ ○ ○
○ が 亡 く な り ま し た 。

被 相 続 人 ○ ○ ○ ○ の 法 定 相 続 人 は 被 相 続 人
の 子 で あ る 長 男 の 貴 殿 、 長 女 の ○ ○ ○ ○ 、 次
女 の ○ ○ ○ ○ 及 び 次 男 の 私 の 4 名 だ す 。

被 相 続 人 は 全 財 産 を 貴 殿 に 相 続 さ せ る 旨 の
遺 言 を 作 成 し て お り 、 遺 言 は 執 行 さ れ ま し た
。

私 の 遺 留 分 は 遺 産 全 体 の 8 分 の 1 に あ た り
ま す が 、 上 記 遺 言 は 私 の 遺 留 分 を 侵 害 し て お
り ま す 。

よ っ て 、 私 は 貴 殿 に 対 し て 遺 留 分 減 殺 の 請
求 を い た し ま す 。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号
○ ○ ○ ○

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 番 〇 号
〇 〇 〇 〇 殿



解 説

(特定の相続人に対する遺留分減殺請求通知書)

兄弟姉妹以外の相続人は、一定割合の遺留分を有する。文例のように相続人が子4名である場合は、各自8分の1である。

遺留分を侵害された者は、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から、1年以内に、遺留分の減殺請求をしないと、時効によってその権利が消滅する。相続開始の時から10年を経過したときも同様である。

